○秋田大学及び民間機関等の共同設置による共創研究所取扱規程

令和８年６月８日

規則第　343　号

（趣旨）

第１条　この規程は，秋田大学（以下「本学」という。）が設置する共創研究所（以下「研究所」という。）のうち，本学が民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）からの申請により共同で研究所を設置する場合の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　研究所は，本学の研究活動により形成された研究成果を活用し，民間機関等と連携して，社会課題，産業課題及び地域課題の解決に資する共創活動を企画し，推進するための拠点として設置するものとする。

２　研究所は，本学と民間機関等の研究共同体として，研究テーマの探索及び形成，研究成果の社会実装，人材育成，地域産業の振興並びに，スタートアップ創出等の活動による新たな教育研究知見の獲得を通じ，イノベーションの創出及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において「部局」とは，秋田大学学則第３条，第５条，第６条，第６条の２及び第８条から第11条までに規定する組織及び手形地区に置かれている各課（学長及び理事を含む。）をいう。

２　この規程において「部局長」とは，前項に規定する部局の長をいう。

（設置の申請）

第４条　部局長は，民間機関等から研究所の設置に係る申込みがあった場合において，研究所において実施する共創活動の内容その他の研究所の運営に関し必要な事項について民間機関等と協議しなければならない。

２　部局長は，前項の協議に基づき，本学の教育研究に支障を生じるおそれがなく，かつ，優れた共創活動が期待できると認められたときは，当該部局の教育研究カウンシル及び運営カウンシル（カウンシルが置かれていない部局にあっては，これに代わる機

関）の議を経て，学長にその設置を申請するものとする。

（設置の決定等）

第５条　学長は，教育研究評議会及び役員会の議を経て，当該研究所の設置を決定するものとする。

２　学長は，研究所の設置を決定したときは，その旨を当該部局長に通知するものとする。

（契約の締結）

第６条　学長は，前条第１項の決定に基づき，民間機関等を相手方とする研究所の設置の契約（以下「共創研究所設置契約」という。）を締結するものとする。

（研究所の設置）

第７条　研究所は，前条の契約締結後，設置の申請を行った部局内に置くものとする。

（設置期間等）

第８条　研究所の設置期間は，原則として２年以上５年以下とする。

２　研究所の設置期間は，更新できるものとする。更新の手続きは，設置の例による。

（名称）

第９条　研究所には，当該研究所における共創活動の内容を表す名称を付するものとする。

２　前項の名称には，民間機関等からの申出があったときは，当該民間機関等が明らかとなるような字句を付加することができる。

（構成員）

第10条　研究所は，その構成員として，設置部局の教員（特任教員を含む。）を少なくとも１名含むものとする。

２　研究所は，その構成員として，民間機関等からクロスアポイントメント制度，出向，派遣その他学長が適当と認める方法により研究所の活動に参画するものを少なくとも１名含むものとする。

（運営総括責任者）

第11条　研究所に，研究所の運営を総括させるため，運営総括責任者を置く。

２　運営総括責任者は，前条に規定する構成員のうちから設置部局の長が指名する者をもって充てる。

（研究実施責任者）

第12条　研究所に，共創活動に係る研究活動を実施するため，運営総括責任者とは別に，研究実施責任者を置く。

２　研究実施責任者は，第10条に規定する構成員のうち，設置部局の長が指名する者をもって充てる。

（経費等の負担）

第13条　民間機関等は，研究所の設置に当たり，次の各号に掲げる経費からなる研究所における共創活動の実施に必要となる経費（以下「共創活動費」という。）を負担するものとする。ただし，補助金その他外部資金又は設置部局の負担により直接経費の全部又は一部を措置できる場合その他特別な事情があると学長が認める場合は，この限りではない。

⑴ 直接経費　物件費，人件費・謝金，旅費その他研究所の運営に必要な経費の総額

⑵ 知的貢献費　研究所の運営及び活動における本学の研究担当者の知的貢献を必要に応じ勘案して定める経費

⑶ 間接経費　当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費として，直接経費及び知的貢献費の合算額の30パーセントに相当する額を標準として定める額

２　前項ただし書きの規定により，研究所における活動が，国の機関，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人又は地方公共団体からの補助金等を受けて実施される場合は，当該補助金等の交付条件に反しない範囲で，当該補助金等を直接経費に充て，民間機関等の経費負担の全部又は一部を免除することができる。

３　第１項第３号の規定にかかわらず，次に掲げる場合の間接経費の取扱いは，共創研究所設置契約の定めるところによる。

⑴ 間接経費が30パーセントに相当する額を超える場合

⑵ 国の機関，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人又は地方公共団体からの補助金等を受けて活動を行う場合であって，間接経費の負担が制限されている場合

⑶ 前２号のほか，次のいずれかに該当し，学長が認める場合

イ 当該研究に対する社会的要請が強く，その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されるもの

ロ 本学の教育研究上極めて有意義であるもの

４　研究所を設置する部局は，必要に応じ，直接経費の一部を負担することができるものとする。

（経理等）

第14条　共創活動費は，共創研究所設置契約締結後，速やかに，本学の発する請求書により徴収するものとし，民間機関等は所定の期日までに納付しなければならない。

２　共創活動費は，当該共創活動を実施する全期間において必要となる額を，一括して受け入れることを原則とする。ただし，共創活動費を複数の年度にわたり継続して受け入れることが確実な場合にあっては，各年度において必要となる額を分割して受け入れることができるものとする。

３　入金された共創活動費は，返還しないものとする。ただし，やむを得ない事情により研究所を廃止したときは，不用となった額の範囲内において，その全部又は一部を返還することができる。

（設備等の取扱い等）

第15条　納付された共創活動費により，共創研究所の運営の必要上，新たに取得した設備等は，本学に帰属するものとする。

２　本学は，共創研究所の運営上必要がある場合には，民間機関等から，その所有する設備を受け入れることができるものとする。

（活動場所）

第16条　研究所の構成員は，共創活動のために必要な場合には，本学又は民間機関等の施設において活動することができる。

（民間機関等の研究）

第17条　共創研究所設置契約を締結した民間機関等は，当該契約に係る研究所において，共創活動の範囲内で研究その他必要な活動を実施することができる。

（内容等の変更）

第18条　研究所の活動内容や実施体制その他研究所に関する事項を変更しようとする場合の手続は，設置の例による。ただし，軽微な変更にあっては，この限りではない。

（他の研究機関等との共同研究等）

第19条　本学は，民間機関等との合意に基づき，研究所の目的の範囲内において，民間機

関等以外の研究機関等（以下「第三者」という。）と，研究所における共創活動に関連する共同研究，受託研究，受託事業，又は研究若しくは事業の委託を行うことができる。

（国立大学法人秋田大学における民間機関等との共同研究取扱規程の準用）

第20条　この規程に定めるもののほか，研究所における共創活動に関する共同研究の取扱いについては，国立大学法人秋田大学における民間機関等との共同研究取扱規程を準用する。

（秘密の保持）

第21条　共創活動の実施にあたり，本学又は民間機関等から技術上，営業上その他秘密として管理される情報を収得し，又は知り得た者は，当該情報に係る秘密の保持に十分配慮をしなければならない。

（その他）

第22条　この規程に定めるもののほか，研究所に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，令和８年７月１日から施行する。